

川口市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例
 川口市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（平成30年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の届出） 第3条 国及び地方公共団体以外の者は、被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業（前条第1項第5号に掲げる事業を除く。第23条において同じ。）を営もうとするときは、その事業の開始前に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。 （1）～（8） （略） 2・3 （略） （電磁的記録等） 第19条 事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 2 事業者及びその職員は、交付、説明その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。 （適用除外） 第20条 （略） 2 （略） （委任） 第21条 （略）	（被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の届出） 第3条 国及び地方公共団体以外の者は、被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業（前条第1項第5号に掲げる事業を除く。）を営もうとするときは、その事業の開始前に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。 （1）～（8） （略） 2・3 （略） （適用除外） 第19条 （略） 2 （略） （委任） 第20条 （略）

改正後	改正前
<u>(罰則)</u> 第22条 (略) 第23条 第3条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業を経営した者は、300,000円以下の罰金に処する。 (両罰規定) 第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関し、<u>前2条</u>の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又はその人に対しても<u>各本条</u>の罰金刑を科する。	<u>(罰則)</u> 第21条 (略) (両罰規定) 第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関し、<u>前条</u>の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又はその人に対しても<u>同条</u>の罰金刑を科する。